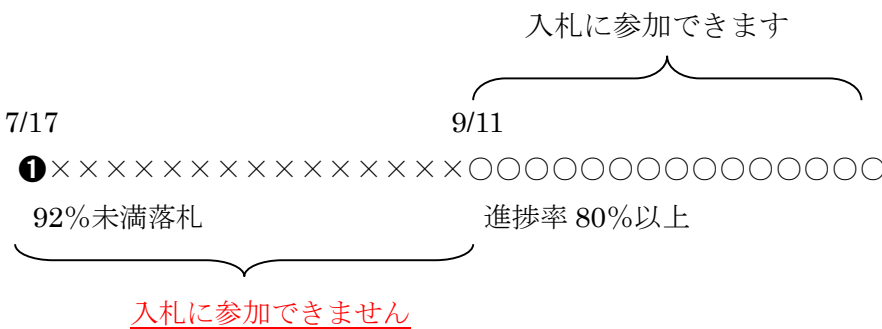


令和元年 7 月 1 日以降公告分より適用

低入札価格調査における入札参加制限の具体的事例

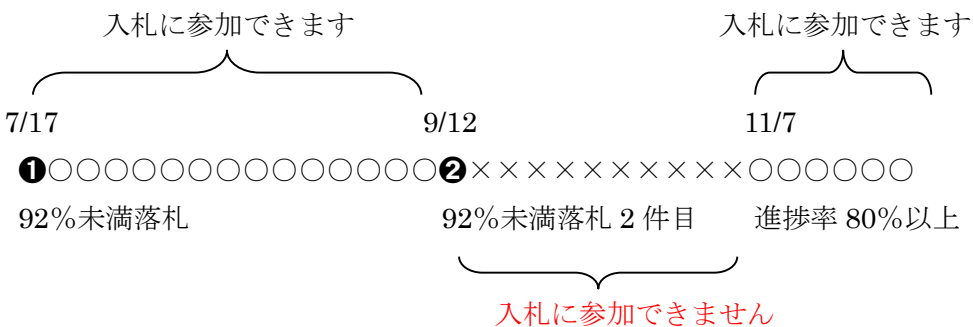
- ※ 同一発注工事種別に限ります。
- ※ ❶などの白抜数字は入札書比較価格の92%未満で落札した工事を表わしています。
- ※ “××”は入札に参加できない期間を、“〇〇”は入札に参加できる期間を表しています。

【例１】 技術者９人のＡ社が、土木一式工事で、入札書比較価格の９２％未満で落札した場合



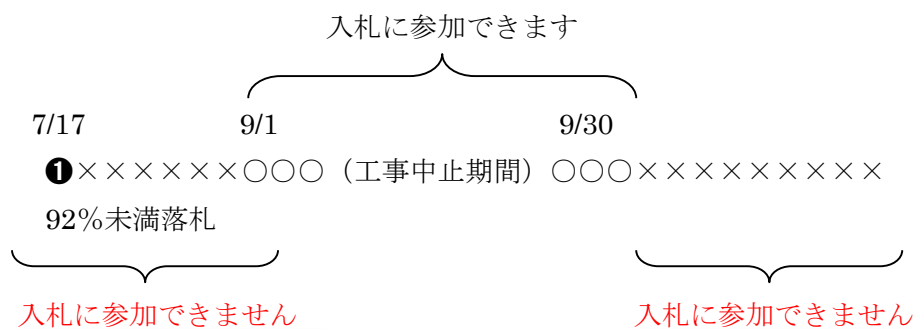
- ※ 92%未満で落札した工事①の進捗率が 80%以上となった 9/11 以降の公告分から入札参加可能になります。
- それまでは、同一発注工事種別への入札参加はできません。

【例２】 技術者１５人のＢ社が、土木一式工事で、入札書比較価格の９２％未満で落札した場合



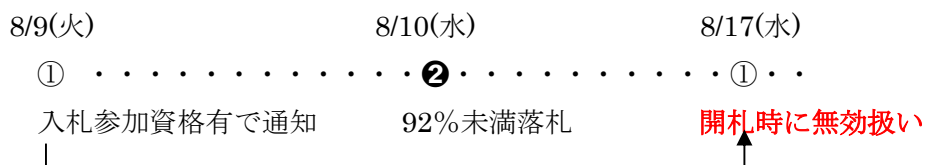
- ※1 9/12に92%未満で落札した工事②までの間においては、入札に参加できます。
- ※2 ①及び②を92%未満で落札したため、①又は②のいずれかの工事の進捗率が80%以上となった11/7以降の公告分から入札参加可能になります。

【例３】 【例１】において、低入札価格調査を経て落札した工事に、工事中止期間があった場合



- ※1 工事中止期間中（9/1～9/30）は、受注制限件数の対象から除かれるため、入札に参加できます。
- ※2 工事中止期間が終了する 10/1 以降は、受注制限件数に含まれるため、入札に参加できません。

【例４】 入札参加資格を有とした工事①が、翌週に開札する別工事を９２％未満での落札により、工事①の入札参加資格が無効となる場合



- ※ 入札参加資格有りとは通知した工事①（原則火曜日に通知）について、同週の水曜日に開札する別工事②を 92%未満で落札した時点で、低入札価格調査による受注制限件数の上限となった場合、工事①は開札時において、“無効”となります。